

ASEAN-韓国FTA (AKFTA) に関する輸入通関手続き

国名	通常の通関手続き (輸入申告)に必要な書類	FTA特惠税率を 申告する輸入通関に 必要な書類	第三国で積み替えた 場合の輸入通関に 必要な書類	三国間貿易の輸入 通関に必要な書類	Back to Back COに よる輸入通関に 必要な書類	通関にFTAのCOが間に合わなかった 場合の手続き(関税の還付など)
韓国 (07/06/01発効)	<ul style="list-style-type: none"> 輸入申告書 インボイス 価格申告書 船荷証券(B/L)の副本またはAir Way Bill(AWB) パッキングリスト(税関長が不要であると認める場合は除く) 関税法第226条の規定による必要書類(その他税関が法令や輸入基準審査の為に要求する書類) 輸入ライセンス(該当する物品に限る) 地方税法施行令第71条の規定による納税担保確認書 	左記+ <ul style="list-style-type: none"> 原産地証明書(Form AK) FTA特惠関税適用申請書 韓国税関はその他原産地を説明する為の追加書類を要求することもある (小額輸入の際の原産地証明書の提出免除) FOB価格の総額がUS\$200以下の場合、提出免除規定がある。	左記+ <ul style="list-style-type: none"> 締約相手国から韓国へ到着するまでの船荷証券(B/L)またはAir Way Bill(AWB)等の運送書類 原産地ではない国の保税区域で積換えまたは一時蔵置されたことを当該国の税関等の権限のある機関が確認した証明書 	FTA特惠税率を申告する輸入通関に必要な書類+ <ul style="list-style-type: none"> 第三国発行のインボイス 第三国で送品状が発給されたことが示された原産地証明書(Form AK) 	FTA特惠税率を申告する輸入通関に必要な書類+ <ul style="list-style-type: none"> オリジナルの原産地証明書(Form AK) 韓国税関はForm AK のBack to Back CO と共にオリジナルのForm AK CO を要求する。 その他韓国税関から原産地の確認の為に要求があった場合は追加書類 	<ul style="list-style-type: none"> 輸入者は、通関時にMFN税率で関税を納めなければならない。 輸入者が後日にFTA特惠関税との差額を還付希望する場合、輸入申告時に税関へ申告が必要。 (ただし輸入申告時に後日還付申請をしなくても還付を受けられることもあるが、手続きが非常に煩雑であり、税関から拒否されることもある。) 輸入申告受理日から、後日提出する期限として1年以内に、原産地証明書(Form AK) にFTA特惠関税の申請書、輸入申告書のコピーを添付してFTA特惠関税の適用を申請し、納付済み関税の還付を受けることができる。
シンガポール (07/06/01発効)	<ul style="list-style-type: none"> 輸入許可証(Cargo Clearance Permit - "CCP") インボイス パッキングリスト 船荷証券(B/L)またはAir Way Bill(AWB) 保険明細書 荷渡指示書(Delivery Order) 必要に応じてその他関連書類 	左記+ <ul style="list-style-type: none"> 原産地証明書(Form AK) (小額輸入の際の原産地証明書の提出免除) FOB価格がUS\$200以下の輸入の場合。 国際郵便でもFOBでUS\$200以下だが、不自然な分割出荷で故意に小額適用されていないことが条件。	左記+ <ul style="list-style-type: none"> 通し船荷証券(Through B/L)で輸出国管内で発行されたもの、または、荷降ろし・荷積みなど商品を良好な状態に保管するための作業以外は行っていない旨を証明する書類 	FTA特惠税率を申告する輸入通関に必要な書類+ <ul style="list-style-type: none"> 第3国発行のインボイス、および商流の連続性を証明するその他関連書類を求められることがある。 CO上の第13欄に"Third Party Invoicing" のチェックと第3国インボイス発行者の企業名と住所の表記が必要。	FTA特惠税率を申告する輸入通関に必要な書類+ <ul style="list-style-type: none"> Back to Back CO (Form AK)、ただし第13欄に"Back to Back CO" のチェックがあること。 	本規定はシンガポールにおいて輸入関税適用貨物、すなわち実質的には酒類のみに適用される。 <ul style="list-style-type: none"> もしCOが輸入時に間に合わない場合は、特惠税率は適用できないが、後日CO提出可能で特惠との差額分還付を希望する場合は、トレードネットシステムの輸入許可申請で"Customs Duty Rate" と "Excise Duty Rate" の両方で後日還付希望の旨をリマーク欄に記入する必要がある。輸入者はCOをシンガポール税関の Procedures and Processing Branch に貨物の引き取りの日から1週間以内にCOを提出すること。 税関で確認後、輸入者あるいは通関業者は1年以内にトレードネットのオンライン申請の還付モジュールで還付申請をする。この還付申請結果はトレードネットにて通知される。

ASEAN-韓国FTA (AKFTA) に関する輸入通関手続き

国名	通常の通関手続き (輸入申告)に必要な書類	FTA特惠税率を 申告する輸入通関に 必要な書類	第三国で積み替えた 場合の輸入通関に 必要な書類	三国間貿易の輸入 通関に必要な書類	Back to Back COに よる輸入通関に 必要な書類	通関にFTAのCOが間に合わなかった 場合の手続き(関税の還付など)
マレーシア (07/06/01発効)	<ul style="list-style-type: none"> 輸入申告書(Custom Form No.1、FOBがRM20,000を超える場合は Custom Form No. 1A) インボイス パッキングリスト 輸入許可証(必要な品目の場合) 船荷証券(B/L)またはAir Way Bill (AWB) 適用除外のレター(もし関税やVATなど輸入税の免除を申請する場合) 	左記+ ・原産地証明書 (Form AK) (小額輸入の際の原産地証明書の提出免除) 課税価格の総額がUS\$200以下の輸入の場合	左記+ ・通し船荷証券(Through B/L)あるいはAir Way Bill (AWB) の写し ・寄港地税関発行の当該貨物について積替え証明書	FTA特惠税率を申告する輸入通関に必要な書類+ ・第3国で発行されたインボイス ・場合によっては、産品に関するエビデンスや、第3国インボイスを発行する企業に関するエビデンスが要求されることもある。 ・COの第13欄に“Third Party Invoice” にチェックがあること。	FTA特惠税率を申告する輸入通関に必要な書類+ ・Back to Back CO (Form AK) ただし第13欄に“Back to Back CO” のチェックがあること。	還付制度あり。輸入者は以下の2通りのいずれか選択可能。 ・最初にMFNレートで支払、後日COを提出し、MFNとFTAレートの差額の還付を受ける。 ・最初にFTAレートで支払、同時にMFNとFTAレートの差額分の銀行保証を提出する。後日CO提出し受理されれば銀行保証は返還される。 還付の手続きは以下のとおり: 1. ロイヤルマレーシア税関の本部還付部門に向く。(The Refund Department at the Headquarters of the Royal Malaysian Customs Department) 2. 担当官から還付申請フォームを受け取り記入。担当官からは、その他必要書類を指示される。 3. 還付申請に問題なければ、還付は指定の銀行口座に送金される。 還付申請に係る所要時間は全ての書類提出後、3カ月程度。
タイ (09/10/01発効)	<ul style="list-style-type: none"> 輸入申告書(電子文書) インボイス(電子文書) パッキングリスト 船荷証券(B/L)またはAir Way Bill(AWB) その他カタログ、成分表等関係書類 ※以下、必要に応じて。 ・保険明細書 ・輸入許可証	左記+ ・原産地証明書(Form AK) ・EPAが要求する必要書類(必要に応じて) (小額輸入の際の原産地証明書の提出免除) 課税価格の総額がUS\$200以下の輸入の場合	左記+ ・通し船荷証券(Through B/L)の写し ・積み替えた国の税関など公官庁が発行した原産性を維持している証明書	FTA特惠税率を申告する輸入通関に必要な書類+ ・第三国発行のインボイス ・第三国発行のインボイスを使うことが記載された原産地証明書	FTA特惠税率を申告する輸入通関に必要な書類+ ・Back to Back 原産地証明書 特に疑義がある場合を除いてその他は不要	・Import Entry にあるRemark欄「COを後日提出条件でEPA特惠税率適用の権利を保留」にチェックマークを入れる。 ・当該貨物に課せられる一般関税(MFN税率の全額)を暫定支払いする。 ・CO提出後、暫定支払い関税が還付される。

ASEAN-韓国FTA (AKFTA) に関する輸入通関手続き

国名	通常の入通関手続き (輸入申告)に必要な書類	FTA特恵税率を 申告する輸入通関に 必要な書類	第三国で積み替えた 場合の入通関に 必要な書類	三国間貿易の入通関 に必要な書類	Back to Back COに よる輸入通関に 必要な書類	通関にFTAのCOが間に合わなかった 場合の手続き(関税の還付など)
インドネシア (07/06/01発効)	<ul style="list-style-type: none"> 輸入申告書 ("Pemberitahuan Impor Barang" or PIB) 通関許可証 ("Surat Persetujuan Pengeluaran Barang" or SPPB) 輸入ライセンス(必要な場合のみ) インボイス パッキングリスト オリジナルの船荷証券(B/L)またはAir Way Bill (AWB)、陸路の場合はカーゴレシート(コピー不可) 保険明細書 運送料明細書 	左記+ <ul style="list-style-type: none"> 原産地証明書 (Form AK) (小額輸入の際の原産地証明書の提出免除) 課税価格の総額がUS\$200以下の輸入の場合	左記+ <ul style="list-style-type: none"> 通し船荷証券(Through B/L)の写し 	FTA特恵税率を申告する輸入通関に必要な書類+ <ul style="list-style-type: none"> 第3国で発効されたインボイス CO(Form AK)でインボイスは第3国で発行の旨記載されており、以下の情報の記載が必要。 第3国発行インボイスの発行者の名称と住所および、第3国発行インボイスのインボイス番号 CO(Form AK)の第13欄に第3国インボイス発行の旨のチェック要	FTA特恵税率を申告する輸入通関に必要な書類+ <ul style="list-style-type: none"> Back to Back CO (Form AK) CO (Form AK) の第13欄にBack to Back COの旨のチェック要	・FTAの特恵関税の為には通関時にCOを含めた全ての関連書類の提出が必要。 インドネシアにはCOの事後提出による関税還付制度はない。
ブルネイ (07/06/01発効)	<ul style="list-style-type: none"> 輸入許可証 (Approval Permit) 輸入申告書 荷渡指示書 インボイス パッキングリスト 船荷証券(B/L)またはAir Way Bill (AWB) 保険明細書等 	左記+ <ul style="list-style-type: none"> 原産地証明書オリジナル (Form AK) (小額輸入の際の原産地証明書の提出免除) FOBでUS\$200以下の輸入の場合	左記+ <ul style="list-style-type: none"> 通し船荷証(Through B/L)券の写し 積み替え国の場合、その地の税関当局から、荷降ろし・荷積みなど商品を良好な状態に保管するための作業のみ行った旨を承認する証明書、あるいは税関当局からの情報。 もし積み替えが非締結国での場合は、1. 地理的に物流的に説明可能であり、2. 非締結国で消滅または消費されておらず、3. 積み替え等以外のオペレーションが行われていないこと、が条件。 	FTA特恵税率を申告する輸入通関に必要な書類+ <ul style="list-style-type: none"> 第3国で発効されたインボイス、および商流を説明する関連書類を求められることもある。 CO上の "Third Party Invoice" 欄にチェックが入っていること。	FTA特恵税率を申告する輸入通関に必要な書類+ <ul style="list-style-type: none"> Back to Back CO (Form AK) COの第13欄に"Back to Back CO" のチェックが入っていること。	輸入者はまずMFNの関税率で通関・関税支払を済ませ、次に関税還付の申請を行う。還付申請は関税支払日より12カ月以内に行う。 申請手続きは以下のとおりとなる。 1. 財務省のRoyal Customs and Excise Department にあるDuty Refund and Drawback Unit (1st floor) に赴く。FTA特恵関税での輸入通関に必要な全ての書類を持参する。 2. 担当官に輸入通関関連書類を提出し、所定の関税還付フォームに記入。 3. 後日、関税還付分は指定の銀行口座に振り込まれる。 還付までの所要時間は1カ月から3カ月かかる。

ASEAN-韓国FTA (AKFTA) に関する輸入通関手続き

国名	通常の入通関手続き (輸入申告)に必要な書類	FTA特恵税率を 申告する輸入通関に 必要な書類	第三国で積み替えた 場合の入通関に 必要な書類	三国間貿易の入通関 に必要な書類	Back to Back COに よる輸入通関に 必要な書類	通関にFTAのCOが間に合わなかった 場合の手続き(関税の還付など)
フィリピン (08/01/01発効)	<p>通常の商業目的の輸入者は税関 ("BOC" - Bureau of Customs) へ の登録が必要。年間登録費は1,500 ペソで、引き続きの更新は500ペソ が課される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸入申告書(Import Entry and Internal revenue Declaration (IEIRD) Form) ・関税評価申告補助書類 (Supplemental Declaration on Valuation) ・インボイス ・パッキングリスト ・船荷証券(B/L)またはAir Way Bill(AWB) ・プロフォーマインボイス ・保険証券(CIF価格算出のため) ・その他必要に応じてその他書類 (規制品目の輸入許可など) 	<p>左記+</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原産地証明書 Form AK <p>(注:FTA特恵関税による 輸入申告は黄色レーン (書類審査)あるいは赤 レーン(書類と実物検査) が指示される。)</p> <p>(小額輸入の際の原産地 証明書の提出免除) FOBでUS\$200以下の輸 入の場合</p>	<p>左記+</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通し船荷証券(Through B/L)の抄本 ・保険仕様書(輸入者の保 護の為にあれば望ましい) <p>(注:フィリピンではFTAで 規定された以外の書類や 手続きは課されない。)</p>	<p>FTA特恵税率を申告する 輸入通関に必要な書類+</p> <p>(注:フィリピンではFTA で規定された以外の書 類や手続きは課されな い。)</p>	<p>FTA特恵税率を申告する 輸入通関に必要な書類+</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Back to Back CO (Form AK) <p>(注:フィリピンではFTAで 規定された以外の書類や 手続きは課されない。)</p>	<p>FTA特恵関税適用にはCOの提出が原則では あるが、提出前の事前貨物リリースも可能。 輸入者への貨物仮引渡にはImport & Assessment Service への正式なCOが遅れる 理由書の提出と期限内有効なCOの提出確約 が必要。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. このリクエストが認可された場合、税関の 担当官がMFNとFTA特恵関税の差額を計算 する。 2. 輸入者はMFNと特恵関税の差額分を小切 手で担保として差し入れて貨物を引き取る。 3. 税関のCash Divisionは約束されたCO提出 まで、小切手を担保として保管。CO提出すれ ば返還される。 <p>輸入者がFTA特恵関税適用に関して不服の 場合には、貨物の仮リリースから60日以内に 税関のDeputy Collector for Assessmentに書 面で異議申立できる。関税分類の異議の場合 はタリフ・コミッションの援助を求めることも可 能。</p>

ASEAN-韓国FTA (AKFTA) に関する輸入通関手続き

国名	通常の入通関手続き (輸入申告)に必要な書類	FTA特恵税率を 申告する輸入通関に 必要な書類	第三国で積み替えた 場合の入通関に 必要な書類	三国間貿易の入通関 に必要な書類	Back to Back COに よる輸入通関に 必要な書類	通関にFTAのCOが間に合わなかった 場合の手続き(関税の還付など)
ベトナム (07/06/01発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・通関申告書(原本2部) ・売買契約書(Faxやメール等の書面でコピー1部)または輸入委託の場合はその輸入委託契約書(コピー1部) ・インボイス(原本1部) ・船荷証券(B/L)またはAir Way Bill (AWB)(コピー1部) <p>その他、必要に応じて以下のような必要書類の例がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品が多種に分かれているか、別個に梱包されている場合は、物品リスト(原本およびコピー1部) ・輸入物品が国内法令により検査を受ける対象である場合(食品安全や動植物検疫等)は、検査登録証もしくは検査管轄機関により発行された検査免除を記載する公式文書(原本1部) ・輸入物品が国内法令により検査が必要な物品については、その検査結果を示した証明書(原本1部) ・輸入価格を証明する書類(原本2部) ・輸入物品が国内法令により輸入許可の対象である場合は、輸入許可書(原本1部。同じ物品を数回輸入する場合はコピー要) ・輸入関税免除に関連する場合はその関連書類 ・付加価値税に該当しない場合はその関連書類 	<p>左記+</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原産地証明書(Form AK) <p>(小額輸入の際の原産地証明書の提出免除) AKFTAからの締結国からの貨物(含国際郵便)で、FOBでUS\$200以下の輸入の場合 注:この免除規定は大ロット輸入の分割出荷の場合には適用できないし、税関がそう認める根拠がある場合に限る。</p>	<p>左記+</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通し船荷証券(Through B/L) <p>・第三国で貨物を積卸し、積み替えた場合、1. 積替えが地理的理由その他により必要であったこと、2. 積替えは経由国で商業的に行いや消費などされていないこと、3. 当該貨物は積み下ろしなど以外のプロセスを経ておらず貨物の原産性が維持されていること、 これらを証明した書類</p>	<p>FTA特恵税率を申告する輸入通関に必要な書類+</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3国の企業やAKFTA締結国の企業により発行されたインボイス <p>注:COの第13欄の“Third Party Invoicing”にチェックがあること。 注:CO上でThird Party Invoice 発行者の氏名と国名およびThird Party Invoiceの番号がわかること。</p>	<p>FTA特恵税率を申告する輸入通関に必要な書類+</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Back to Back CO (Form AK) <p>注:Back to Back COの第13欄の“Back to Back CO”のチェックがあること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通関時に原産地証明書が間に合わず輸入者の手元がない場合、輸入者は、税関に対して原産地証明書の提出が遅延することを書面で申告しなければならない。税関は輸入申告日から30日以内であれば認可することもある。 ・輸入者は、一旦MFN税率相当の関税を支払い、申告日から最大30日以内を限度に原産地証明書を税関に提出すれば、MFN税率と特恵税率との差額分の還付を受けることができる。 ・万が一、30日を越えた場合でもCOが有効期限内であれば税関に受け付けてもらえる。ただし、行政罰金とし500万ベトナムドンを支払い、税関による当該貨物の検査がなされる。

ASEAN-韓国FTA (AKFTA) に関する輸入通関手続き

国名	通常の通関手続き (輸入申告)に必要な書類	FTA特惠税率を 申告する輸入通関に 必要な書類	第三国で積み替えた 場合の輸入通関に 必要な書類	三国間貿易の輸入 通関に必要な書類	Back to Back COに よる輸入通関に 必要な書類	通関にFTAのCOが間に合わなかった 場合の手続き(関税の還付など)
ラオス (07/06/01発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・売買契約書、発注書 ・インボイス ・オリジナル船荷証券(B/L)またはAir Way Bill (AWB) ・パッキングリスト ・輸入許可証 ・ビジネス操業ライセンス ・その他必要とされる書類(例: 銀行支払証書など) <p>上記の書類は貨物がラオス税関のチェックポイントに入り30日以内に提出が必要</p>	<p>左記+</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原産地証明書 (Form AK) <p>(小額輸入の際の原産地証明書の提出免除) 課税価格の総額がUS\$200以下の輸入の場合</p>	<p>左記+</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通し運送証券(Through B/L)のオリジナルとコピー 	<p>FTA特惠税率を申告する輸入通関に必要な書類+</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3国で発行されたインボイス <p>CO (Form AK) 上でインボイスが第3国で発行された旨があること。</p>	<p>FTA特惠税率を申告する輸入通関に必要な書類+</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Back to Back原産地証明書、およびその中継国で発行されたインボイス <p>(ただし税関への聞き取り調査では実際にBack to Back COを使用して輸入通関されたケースはないとのこと。)</p>	<p>輸入者は関税還付の為に輸入通関から12カ月以内にCOを税関へ提出できる。これは後に還付申請をする旨、輸入通関時に申告が必要。</p> <p>※ただし実際には、ラオスの税関から還付をされたことはない。これは国の予算から返納を定めるルールがないのが理由。しかし、過払いの関税分は未来の輸入関税支払分から相殺することは可能なようだ。</p>
カンボジア (08/02/06発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入申告書 ・インボイス ・パッキングリスト ・船荷証券(B/L)またはAir Way Bill (AWB) ・輸入ライセンス(必要な場合) ・関税免税許可証(必要な場合) ・その他書類(必要な場合) 	<p>左記+</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原産地証明書 (Form AK) <p>(小額輸入の際の原産地証明書の提出免除) FOB額がUS\$300以下の輸入の場合</p>	<p>左記+</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通し船荷証券(Through B/L)の写し 	<p>FTA特惠税率を申告する輸入通関に必要な書類+</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三国発行のインボイス <p>CO (Form AK) はインボイスが第3国で発行される旨の関連情報を記載のこと。</p>	<p>FTA特惠税率を申告する輸入通関に必要な書類+</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Back to Back CO (Form AK) 	<p>関税総局 (General Department of Customs and Excise) に現金または債務証書で支払い、1年以内に原産地証明書を提出すれば、還付される。ただし、これまで実例はない。</p>
ミャンマー (07/07/01発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入申告書 (CUSDEC-1) ・輸入許可証(ライセンス) ・インボイス ・オリジナル船荷証券(B/L)またはAir Way Bill (AWB) ・パッキングリスト ・その他輸入の条件により関連政府機関より発給の証書や許可証 	<p>左記+</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原産地証明書 (Form AK) <p>(小額輸入の際の原産地証明書の提出免除) ミャンマーでは金額によるCOの免除規定はなし</p>	<p>左記+</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通し船荷証券(Through B/L)の写し 	<p>FTA特惠税率を申告する輸入通関に必要な書類+</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三国発行のインボイス ・原産を確認するための書類 <p>注: CO (Form AK) で第13欄の"Third Party Invoicing"にチェックがあること</p>	<p>FTA特惠税率を申告する輸入通関に必要な書類+</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Back to Back CO (Form AK) ・内容が十分と認められるものであれば、インボイスと材料リストでよい。 <p>注: CO (Form AK) で第13欄の"Back to Back CO"にチェックがあること</p>	<p>関税 (MFNレート) を支払い、後日原産地証明書を提出し、還付を受ける。</p> <p>ただし、還付請求は、関税支払い後6カ月以内に行わねばならない また、輸入者が還付請求をすることを輸入時に申告している場合に限る。</p>

(出所) Bryan Cave LLPによる調査